#### 資料4-9-(1) (企業局総務室)

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

第1条 この覚書は、地震、異常褐水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部(以下「支部」という。)に所属する正会員(以下「会員」という。)が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

- 第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。
- 2 前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努める ものとする。

(連絡部課)

- 第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。
- 2 会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。
- 3 支部長は、前2項の規定により提出された内容をとりまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

- 第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとす。
- 2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を経由して要請内容を支部長に報告するものとする。
- 4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることが
- 5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。 (事務の代理)
- 第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支

部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、 別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書 における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

- 第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、 口頭、電話、電信その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付す
  - るものとする。 (1) 被災状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 応援場所、到達経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

(応援内容)

- 第7条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。
- (1) 応急給水活動
  - (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の供出
  - (3) 応応後回貝物付が供(4) 工事業者のあっせん
- (5) その色
- 2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとす

型 (2) る。 (防災情報の調査交換) 第8条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備 蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、

その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出す

- るものとする。 2 各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互 に交換するものとする。
- 3 支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものと ナス

(応援体制)

- 第9条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、 資金等を携行するものとする。
- 2 応援会員が応援に派遣した職員(以下「応援職員」という。)は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。
- 3 応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。 (A.1 kt la)
- 第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせん その他必要な便宜を供与するものとする。
- 2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、 これらを管理するものとする。

#### (業者)

- 第11条 前2条の規定は、応接会員が職員のほかに業者を派遣する場合について 準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替 えるものとする。
- (経費の負担)
- 第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。
- (1) 応援職員を派遣するに要する経費 (派遣に伴い生じた派遣職員の手当及び 旅費をいう。)は、応援要請会員が負担する。
- (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他援助 に要する経費は、応援要請会員が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合にお ける災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療 する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業 務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復 途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。
- 前項に定める経費(応援会員の負担する経費は除く。)は、法令その他特別 の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、 その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。
- 前2項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。
- 第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、 (相互応援に関する特例)

員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

- 2 他支部の会員が、地震、異常渇水その他の災害により被災した場合で、支部 においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力こ れに応じ、応援に努めるものとする。
- (防災力の向上)
- 力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るもの 第14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、 とする。

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項につい

ては、その都度協議して定めるものとする。

#### (協議)

#### (適用) 逶

- この覚書は、令和3年 7月 1日から適用する。
- (公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)
- 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書(平成28 年3月31日締結)は、廃止する。

紐	$\vdash$	柳	剙	票	*	臣	眠	1	$\blacksquare$	#<	<b>#</b>	1	1	1	$\not\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!\!$	##	柳	ĺπ	$\not\models \not \mid$	#
茶	×	浆	輿	歐大	茶		英	瘌	起	雅	敷	冲下	洚	林	笳	世	1	≽	##	HΠ
ЯE		$\mathbb{H}$	Щ	*	繼	檶	田	繼	型	$\equiv$	奎	$\mathbb{H}$	$\equiv$	$\exists$		Ξ	*	$\equiv$	$\blacksquare$	黗
#	*	埋	#	*	任	恒	山	巾	4	#	<u> </u>	$\stackrel{\checkmark}{\sim}$	府	痂	搬	*	松	彩	ŒŒ	ΞÆ
#	武	賦	展	賦	赋	赋	賦	赋	展	業	赋	展	賦	赋	赋	賦	赋	赋	赋	赋
県 知	₩	₩	₩	₩	₩	₩	₩	₩	₩	企業団	量	旨	量	崖	뉱	宦	屋	量	旨	犎
·			厨	画				槟	賀	太水道									厨	
茶	浜	雪	Ш	撠	噩	鯺	無	퍼	鮾	种奈川県内広域水道企業団企業長	Ξ	#	斑	#	俇	田	鶴	\\ \frac{\lambda}{\tau}	回	Ξ
#	颧	Ξ	Ś	相	極	桊	111	櫮	華	神奈	暾	$\forall$	噩	#	舞	苕	10(	Ξ	影	渠

#### 資料 4-9-(2)

### (企業局総務室)

# 神奈川県企業庁水道局と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定

受け、通常の給水に支障を生じる場合において、円滑かつ迅速な相互応援の実施を図 葉県水道局(以下「両水道局」という。)とが災害により、著しく水道施設に損傷を 第1条 この協定は、水道に関する災害対策の重要性にかんがみ、神奈川県企業庁と千 るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語)

下「法」という。) 第2条第1号に規定する災害及び褐水等により生ずる被害をいう。 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。 第2条

#### (連絡担当部課)

- 連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、別記様式1「災害時連絡表」(以 2 両水道局は、災害時連絡表により交換した内容に変更が生じた場合は、速やかに連 下「災害時連絡表」という。)により毎年4月末までに相互に交換するものとする。 第3条 両水道局は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課
  - 絡するものとする。

#### (応援の要請)

- て、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を 受けた水道局(以下「応援水道局」という。)は、極力これに応じ救援に努めるもの 第4条 災害を受け応援を要請しようとする水道局(以下「応援要請水道局」という。) は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条に定める連絡担当部課を通
- と等により、応援を要請すべき事項が明らかでない場合については、応援水道局と別 2 応援の要請は、応援要請水道局が、次の各号に定める事項を明らかにして、口頭又 は電信、電話その他の情報通信手段により行うものとし、後日、速やかに応援水道局 に文書を送付するものとする。ただし、応援要請水道局は、被害状況が判明しないこ 途協議の上、応援を要請するものとする。
- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量 (3) 必要とする職員の職種別人員
  - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
    - (5) 応援の期間
- (6) 各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (応援内容)

- 5条 応援水道局が行う応援活動は、概ね次のとおりとする
- (1) 応急給水活動
  - (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 給水装置工事事業者等の派遣
- 前各号に掲げるもののほか特に応援要請のあった事項

### (応援要員の派遣)

- 応援要請があった場合、直ちに応援体制を整え応援要請水道 に協力するものとする。 第6条 応援水道局は、
  - 応援要請水道局は、応援水道局の職員及び給水装置工事事業者等(以下「応援要員」 という。)に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。
- 3 応援要員は、食料、被服、賃金、装備その他災害時に必要な物資等を携行するもの
- 応援要請水道局の指示に従って作業に従事する 4 応援水道局から派遣された職員は、 ものとする。
- 5 応援要員は、応援水道局名を表示する腕章その他の標識を着用し、その身分を明ら かにするものとする

#### (応接経費の負担)

- 応援に要した経費は、原則として応援要請水道局が負担するものとする。
- 2 応援水道局の職員の派遣に要する経費は、応援水道局が応援水道局の旅費及び諸手 当に関する規定に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。
- 3 応援水道局の職員とともに応援に従事する給水装置工事事業者等の派遣に要する経 4 応接水道局の職員が応接業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合にお 費は、応援水道局の基準に基づき算出した額を支弁し、応援要請水道局が負担する。

ける災害補償は、応援水道局が負担する。ただし、被災地において応急治療する場合

の治療費は、応援要請水道局が負担する。

5 前各号の規定にかかわらず、法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応接 水道局に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を応援要 請水道局の負担額から控除するものとする。

## (損害賠償に関する特則)

第8条 応援水道局の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応 援業務の従事中に生じたものについては応援要請水道局が、応援要請水道局への往復 途中に生じたものについては応援水道局が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

# (応援経費の一時繰替支弁)

- 第9条 応援水道局は、応援要請水道局が前2条に規定する経費を支弁するいとまがな く、かつ、応援要請水道局から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。 2 応援水道局は、前項の規定により一時繰替支弁した場合、次の各号に定めるところ
  - により算出した額について応援要請水道局に請求するものとする。
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当す (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当
- する額
- その実費額 (4) 応急治療をする場合の治療費及び損害賠償に係る経費については、

# (防災関係物資等の調査結果の交換)

第10条 両水道局は、災害時に必要な物資及び資材(以下「災害時必要物資等」という。) の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材(以下「防 という。)の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式2「防 災 関係物資等」という。)の備蓄及び整備の状況について調査し、別記様式2「防 災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表」により毎年4月末までに相互に交換する 資料 4-9-(3) (企業局総務室)

- 2 両水道局は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物 資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。
  - 3 両水道局は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものと
- 4 両水道局は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡するものとする。

# (施設管理等に関する情報の交換)

- 第11条 両水道局は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関 する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。
- 2 両水道局は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画(法第2条第10 号に規定する地域防災計画をいう。)に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れ に関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都 度協議して定めるものとする。

- 1 この協定は、平成10年3月25日から適用する。2 平成7年10月17日に締結された千葉県水道局と神奈川県企業庁水道局との災害 時の相互応援に関する覚書は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1 を保有するものとする。

平成10年3月25日

1 胀 赵 ÷ 神奈川県企業庁水道局長

雷 聖 \* 业 千葉県水道局長

# 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書

を受け、被災した県独自では十分に応急措置等が実施できない場合に相手県の応援による応急措 第1条 この覚書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁及び水道用水供給事業を経営する静岡県 企業局 (以下「両県」という。) において、地震等の災害により、いちじるしく水道施設に損傷 置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡部署)

第2条 両県は、あらかじめ応援体制表(様式1)により連絡課を定め、地震等の災害が発生した ときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

なお、応援体制表は、毎年4月末に相互に交換するものとする。

## (備蓄資材等の調査)

第3条 両県は、この覚書に基づく応援を円滑に行うため、保有する備蓄資材等を調査し、備蓄資 材一覧表等を作成し、毎年4月末に相互に交換するものとする。

## (応援の要請手続き)

第4条 応援を要請するときは、応援体制表に定める連絡課を通じて行うものとする。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリをもってすることができる。 この場合は、事後速やかに応援要請書(様式2)を送付するものとする。

- (1) 災害等の状況
- 必要資機材及び人員等の応援内容 (2)
- 応援の場所及び応援場所への経路 (3)
  - 応援の期間 (4)
- 前各号に定めるもののほか、必要な事項

#### (応援内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応接給水作業に必要な職員、給水車等の派遣
- 応急復旧作業に必要な職員の派遣、資機材の提供等 (5)
- 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

#### (応援体制)

応援する企業庁又は企業局(以下「応援県」という。)職員の宿舎のあっせんその他必要な便宜 第6条 応援を要請した企業庁又は企業局(以下「応援要請県」という。)は、災害の状況に応じ、 を供与するものとする。ただし、状況によりこれを応援県に求めることができる。

2 応援県の職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(経費の負担)

第7条 第5条各号に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、 次のとおりとする。

(1) 応援に要した経費は、原則として応援要請県が負担するものとする。

なお、応援職員の派遣に要する経費の額は応援県が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の範囲内とする。

- (2) 応援県は、応援要請県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支 弁するものとする。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請県の自和レする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生 じたものについては、応援要請県がその賠償の責に任ずる。
  - 2 前項の定めによりがたいときは、両県が協議して定めるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(選用)

第9条 この覚書は、平成9年1月1日から適用する。

この覚書の成立を証するため本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成8年12月26日

神奈川県公営企業管理者企業庁長 志手 征吉

静岡県公営企業管理者企業局長 藤木 紀男

(様式1)

# 応 接 体 制 表

1 県名・所在地等	
(1) 県 名	
(2) 所 在 地	
(3) 電話番号	
(4) 水道事業管理者の職・氏名	
(5) 水道用水給水事業者の職・氏名	み
2 緊急連絡先	
(1) 緊急連絡担当課	
(2) 電話番号等	(電話番号)
	(ファックス)
	(夜間等連絡先)
(3) 緊急連絡担当者	
(職 名・氏 名)	
3 応急給水用具	
(1) 給水車	
(2) 給水タンク	
(3) ポリ容器	
(4) 水 袋	
(5) その 街	

(様式2)

丱 靊 保管場所 数量 撷  $\sharp$ 夲  $^{2}$ 型 燕 資 苓 畔 靊

柘

町 # 無 平成

导目

応援県水道(用水給水)事業管理者あて

# 瞅 蔟 径

応援要請県応援県水道(用水給水)事業管理者名

神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請し ます。

밀

1 応援を要請する理由

2 被害状況及び応援内容 別紙のとおり

3 連絡先 (担 当 課 名) (担 当 者 名) (電 話 番 号) (ファックス番号)

(別紙)

応援要請表

1 報告日時等

報	ŧΙΠ	Ш	盐					
					酥)	汌	點	票 名)
7	¥	#	R	#	酥)	沠	神	皆 名)
Į	П	Œ.	Æ	# #	事)	揾	橅	(全)
					(7)	アック	K	ス番号)

2 被害状況

被害発生地域 市町村名 断水世帯数等	被 争 关 迟

3 応援の内容

4 応援給水車・資機材等

無				(交通経路を明示した図面を添付)
数				(交通経路を
品			当 善 場 所	

5 応接派遣職員

備				
崩崩				(交通経路を明示した図面を添付)
首 丫				(交通経路を
応援業務内容				

6 その色

## 香川県広域水道企業団と神奈川県企業庁との 災害 時等の 相 互 応 援 に 関 す る 協 定書

#### (市

第1条 この協定書は、広域的な水道事業を経営する香川県広域水道企業団と神 奈川県企業庁(以下「両水道事業体」という。)が、地震等の災害により、いち じるしく水道施設に損傷を受け、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅 速かつ円滑な相互応援の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡部署)

第2条 両水道事業体は、あらかじめ別表第1により連絡部課名を定め、地震等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

## (応援物資等の調査)

第3条 両水道事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

#### (応援の要請)

第4条 - 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて、行うものとする。

# 2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。 ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってする ことができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (4) 応接の期間
- ) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

## (応援要請への対応)

第5条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請 内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。また、この協定書による 応援を実施するにあたっては、公益社団法人日本水道協会(以下「日水協」と いう。)の地方支部長や県支部長等と調整を行うものとする。

#### (応援内容)

第6条 両水道事業体が行なう応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- 応急復旧作業
- 3) 応急復旧用資機材の提供

#### (応援体制)

第7条 応援を要請した水道事業体は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

#### (経費の負担等)

第8条 第6条各号に規定する応援に要する経費は、日水協「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ受援者が負担するものとする。前項の定めによりがたいときは、両水道事業体が協議して定めるものとする。

#### (情報交換等)

第9条 両水道事業体は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施する ため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。

- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

#### (維

第 10 条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

#### (魔用)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両水道事業体がそれぞれ 記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

香川県広城水道企業団

企業長 浜田恵造(自署)

神奈川県公営企業管理者

4

#### 第1章 総

関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール

#### 田(代)

第1条 関東プロック下水道事業における災害時支援に関するルールは、「震災時等の相互 応援に関する協定(関東地方知事会協定)」、「21大都市災害時相互応援に関する協定(大 都市協定)」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関し て「下水道事業における災害時支援に関するルール」(以下「全国ルール」という。)に定 めのあるもののほか、プロック内の運用に係る取り決め等(以下「プロックルール」という。) う。)を定め、都県を越える広城的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを 目的とする。

## (大都市との支援に係る調整)

第2条 大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、プロックルール及び 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」 という。)を調整しながら災害に対処するものとする。

なお、大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものと ・

#### 第2章 平常時の対策

# (災害時支援関東プロック連絡会議)

- 第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がされるよう、全国ルールに基づき 関東ブロックにおいて災害時支援関東ブロック連絡会議(以下「ブロック連絡会議」という。)を設置する。
- 2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。
- (1) 国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課
- (2) 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課
- (3) ブロック内の都県(オブザーバの県を含む。)
- (4) ブロック内の大都市(東京都(区部)、千楽市、川崎市、横浜市、柏模原市、 さいたま市)
- (5) ブロック連絡会議で選出した市町村 (川口市、八王子市、横須賀市)
- (6)(公社)日本下水道協会
- (7)(公財)日本下水道新技術機構研究第一部
- (8) (一社) 日本下水道施設業協会

- (9)(公社)日本下水道管路管理業協会関東支部
- (10) (一社) 日本下水道施設管理業協会東部支部
- (11) 東京都管工事工業協同組合
- (12) 三多摩管工事協同組合
- (13) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会
- \*(公財)は公益財団法人の略、(一社)は一般社団法人の略、(公社)は公益社団法人の略である。以下、同様とする。
- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している 市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して 全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するもの とする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制、情報連絡体制及び 災害支援時に提供可能な管機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

## (プロック連絡会議幹事)

- 第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事 は都界をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び 山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹 事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。
- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、全国ルール第4条第2項の各号に定めのあるものについて、協議・調整等を行い、ブロック構成員に周ャース
- 3 ブロック連絡会議幹事は、情報連絡等の訓練について、企画、調整及び実施し、副幹事 (依年度幹事)は当該年度の情報連絡訓練の実施要額などを作成するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

## (ブロック連絡会議議長)

第5条 ブロック連絡会議にプロック連絡会議議長を置く。なお、プロック連絡会議議長はプロック連絡会議幹事衙県の下水道担当課長をもって充てる。

2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

## (ブロック連絡会議事務局)

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

#### (企画調整部会)

- 第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、ブロック連絡会 議構成員の都県とする。
- 2 企画開整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の 運営に関する協議・調整を行うものとする。

## 第3章 下水道対策本部

## (下水道対策本部の設置)

- 第8条 都県は、全国ルール労6条に規定された次の事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置し、その場合は、ブロック連絡会議幹事及び関東地力整備局を経由して国土交通省木管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡し、その後下水道対策本部長は、災害時緊急連絡網により連絡する。
- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2)震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他の災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、プロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

## (下水道対策本部の組織)

- 第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 下水道対策本部長
- 原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長
  - (2) 下水道対策本部員
- ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長
- イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し 速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行
- ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

- エープロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当品場長を受ける事件の下水道担当局部長
- オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者
  - カ 下水道対策本部長が必要と認めた者
- (3) 下水道対策特別本部員

#### 国土交通省

- ア 国土交通省(応援活動の総合調整等)
- イ 地方整備局(情報の集約)
- 2 プロック内では対応が困難で広域的な支援(以下「広城支援」という。)が必要な場合、 第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は全国ルール第7条第2項に規定されている者について本部員に追加する。
- 3 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

## (下水道対策本部の業務)

第10条 下水道対策本部の業務は、全国ルール第8条第1項各号に規定する事項とし、第 11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分租を要請する ことができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分쮬意 するものとする。 2 被災したプロック以外の広域支援が必要な場合、全国ルール第8条第2項各号に規定する事項を行うものとする。

なお、(公社) 日本下水道協会は主に(2)の「被災したプロック以外のプロックへの支援調整」に係る連絡調整や、(4)に係る被災直後の状況把握(現地調査) 等を行うものとする。

3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、 災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

#### (国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。また、関東地方整備局は、被災の情報の 集約 を行う もの とする。

# (支援体制の確立及び応援活動)

第 12 条 下水道対策本部が実施する支援体制及び応援活動については、全国ルール第 11 条及び第 11 条に規定があるものとする。

#### (海井塚)

第13条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

前線基地については、全国ルール第 12 条に規定があるものとする。

2 ブロック連絡会議構成自治体は、前級基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

#### 第4章 その他

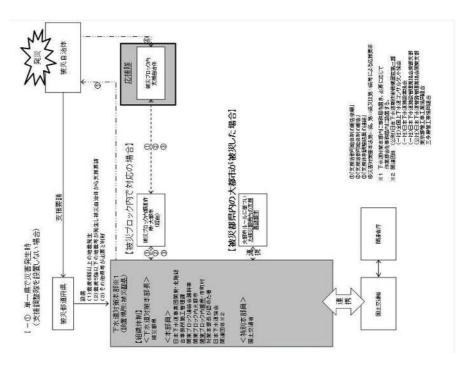
## (プロックルールの改定等)

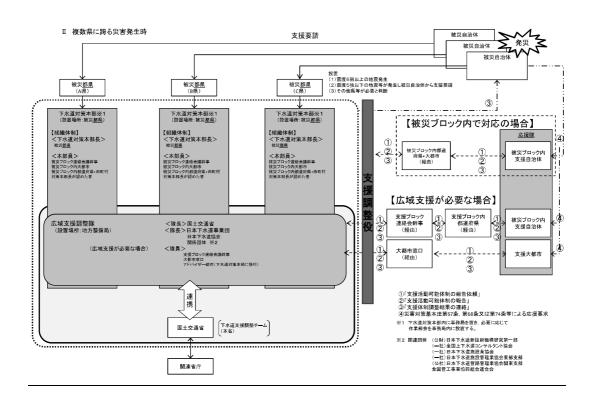
第14条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

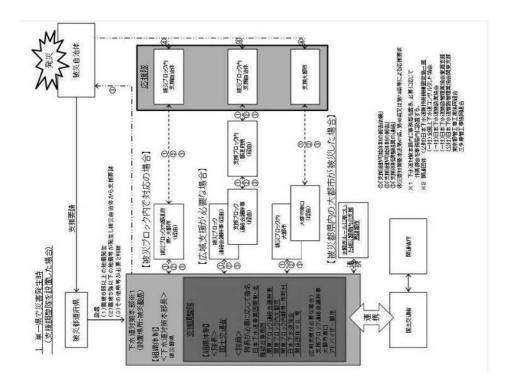
#### 解則

- 1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東プロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東 プロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成22年8月4月 一部改定
- 4 平成26年5月16日 一部改定
- 5 平成30年4月2日 一部改定

参考資料-1 「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー







資料 4-9-(6)

# (東京電力パワーグリッド㈱)

# 東京電カパワーグリッド(株)の応急活動対策

災害により電力設備に被害があった場合には、二次災害を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

#### 1. 防災体制

## (1) 非常態勢の区分

非常態勢の情勢	非常態勢の区分
災害の発生のおそれがある場合または発生した場合(以下「非	
常災害」という)に対処するための非常態勢は、その情勢に応	
じて下表のとおりとする。	
・災害の発生が予想される場合	第1非常態勢
・災害が発生した場合	
・大規模な災害の発生が予想される場合	第2非常態勢
・大規模な災害が発生した場合	
・電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合	
・東海地震注意情報が発せられた場合	
・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合	第3非常態勢
<ul><li>サービス区域あるいは所属店所のある都・県内で震度6弱以上</li></ul>	
の地震が発生した場合	
・警戒宣言が発せられた場合	

## (2) 非常態勢の組織

本社,総支社ならびに第一線機関等が,非常態勢に対応し設置する組織(非常災害対策本部と非常災害対策支部)は下表のとおりとする。

事業所	組織	機能
本 社	非常災害	・本社における非常災害対策活動の実施
	対策本社本部	・全事業所において実施される非常災害
		対策活動の総括および指揮
総支社、電力所等	非常災害	の値沿策が害が常れるいない。
	対策総支社本部	実施
		・自総支社に所属する事業所において実
		施される非常災害対策活動の総括および
		指揮
第一線機関(支社,その他指定	非常災害	の値割業対害災害対策に動の
事業所)等	対策支部	実施

## 2. 非常災害対策活動

- (1) 非常災害時における電力設備の運転
- . 非常災害が発生した場合においても,電力供給は可能な限り継続する。
- イ. 電力供給の継続が危険であると認められる場合は、その旨を関係箇所に連絡するとともに、運転を停止するなどの必要な措置を講じる。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、関係箇所へ速やかに連絡する。
  - (2) 非常災害時の情報の収集・連絡

### ア. 情報の収集

a. 非常災害対策本部・支部は,それぞれの機能に基づき次の情報を迅速・的確に収集する。

- 当社設備等に係わる人身災害発生状況
- ・停電状況(停電件数・停電地域等)、停電による主な影響
- ・コンタクトセンター等で受け付けたお客さまからの特別な要請・設備情報
- ・各設備の被害状況(被災画像等),設備復旧状況
- ・復旧用資機材,要員等の応援,食料等の手配・調達状況,要望事項
  - 非常災害対策要員の出動状況,社員および家族の被災状況
- 社外応対状況(国および地方公共団体の災害対策本部等,官公庁(署),報道機関およびお客さま等への応対状況)
- ・公共交通機関や道路等の被害情報等
- ・その他気象等に関する情報等

#### 情報集約

- ・各非常災害対策本部は,集計された被害状況を把握する
  - (3) 被害の復旧

ア、復旧計画の作成 非常災害対策本部・支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備の復旧方法、仮復 旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施 設、食料、衛生対策等の手配等を明らかにした復旧計画を作成する。

#### 復旧順位

各設備の復旧順位は,原則として人命に関わる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先する等,あらかじめ定めたものによることを原則とするが,公共交通機関や道路等の被害状況,当社設備の被害状況ならびに設備復旧の難易度を勘案し,復旧効果の最も大きなものから行う。

# ウ. 復旧作業上の留意事項

- a.災害発生の状況により交通規制がとられた場合は,あらかじめ定められた,所定の手続きを実施する。
- P.復旧作業者には, あらかじめ準備された所定の腕章を, また連絡車, 作業車には所定 の標識を掲示して, 東京電力復旧作業者であることを明示する。
- ・幹線道路上において支障となっている当社の被害工作物は、避難路、輸送路の確保のため早期に取り除く。
  - d. 河川, 海岸および急便斜地に近接している箇所で復旧作業を行う場合は, 事前に避難方法等を確認しておく。

#### (4) 広報活動

- ア. お客さまに向けた広報
- a. 非常災害が発生した場合は,必要により、広報車等により,感電事故および電気火災
- 等の防止に関する広報を行う。 b.当社独自では速やかな広報活動ができない場合(停電規模が数万軒で1時間を超えるような広範囲・長時間停電の場合)は、防災行政無線による広報を区市町村へ依頼する。詳細については、区市町村との協議による。
  - 報道機関を通じての広報
- 復旧見込み、感電事故および電気火災等の防止等について迅速、適切に広報を行う。

  b. 関東地方で最大震度 5 強以上の地震が発生あるいは非常災害により広範囲・長時間停電が発生した場合などには、ラジオ各局の協議結果に応じて、東京電力ホールディングス株式会社の広報班は、NHKおよび在京ラジオ 6 社に広報を行う。

#### 資料 4-9-(7)

# (東京ガスネットワーク株式会社)

# 東京ガスネットワーク㈱の応急活動体制(地震災害)

#### 1. 体制の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合(以下「非常事態」という。)に対処するための 非常体制の区分は次による

体制 区分	適用条件
第0次非常体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合
	1. 震度 6 弱以上の地震が発生した場合
五七班斗头一样	2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給
另一次并占有巨	停止した場合
	3. 地震警戒宣言(東海地震予知情報)が発表された場合

### 道報・連絡の経路

牡内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化および情報交 換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

## 3. 災害時における広報

#### a 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じ た広報活動を行う。

#### b 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直 接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

# 4. 災害時における復旧用資機材の確保

- a 取引先・メーカー等からの調達
- b 被災していない<br />
  他地域から<br />
  の流用
- c 他ガス事業者等からの融通

5. 非常事態発生時の安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停 上等の適切な危険予防措置を講ずる。

# 6. 災害時における応急工事

迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発 生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。 7. 復旧計画の策定

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧に ついては、可能な限り迅速に行う。

a 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明ら

かにした復旧計画を策定する。

①復旧手順および方法②復旧要員の確保および配置③復旧用資機材の調達④復旧作業の期間⑤供給停止 需要家等への支援⑥宿泊施設の手配、食糧等の調達⑪その他必要な対策

#### b 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

## (a)高・中圧導管の復旧作業

① 区間遮断② 漏えい調査③ 漏えい箇所の修理④ ガス開通

## (b)低圧導管の復旧作業

本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理⑥本支管混入空気除去⑦灯内内管の漏洩検査および修理 ① 閉栓作業②復旧ブロック内巡回調査③被災地域の復旧ブロック化④復旧ブロック内の漏えい検査③ ⑧点火・燃焼試験(給排気設備の点検)⑨開栓

#### 資料 4-9-(8) (東日本電信電話(株)神奈川事業部)

# 東日本電信電話(株)の応急活動体制(地震災害)

1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達

に当たります。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町 村等へ通報します。

- 2 警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部の設置等の他、地震防災体制の確立及び通信の途絶防止等のため、応急復旧用災害対策機器を予め配備し発災に備えます。
- (1) 災害対策機器の点検、整備及び必要により非常配備を行う。
- (2) 予備電源設備並びに燃料及び冷却水の点検と確認を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資材、物資の点検確認及び車両の確認並びに輸送方法の確認を実施し必要により手配を行う。
- (4) 建物、施設等の巡視点検と必要な防護措置を行う。
- (5) 各ビル等の警備及び避難時の誘導体制の確認を行う。
- 3 電気通信設備が被害等を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとと もに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実 施します。

	防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能
	な範囲において一般通信を確保することを基本として地震防
	災応急対策を実施する。
	警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発
	生し、輻輳することが想定されるため次により対処します。
	1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話
日本ラーで、古山は、山東	は最優先でそ通を確保する。
■ X.畑1〒ツ~ C への催1木	2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時用公衆電話
	(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保する。
	3 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等
	の通話を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。
	4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「1
	71」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ
	等にて周知する。
《生学等级职户主集	通信途絶の状況に応じ、直ちに可搬形無線車等災害対策機
火中と大阪台で、田場	器の出動要請を行う。

	被災地域における通信手段として、り災者が利用する避難
	所に、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努めます。
災害時用公衆電話(特設公衆電	また、災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広
話)の臨時設置	域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが
	必要と当社が判断した場合には公衆電話からの通話を無料と
	することがあります。
- 「 フェ」 『・ ス・ズ 非 山田 単 ※	大規模な災害が発生した場合に提供を開始します。 提供
次書加伝言タイドル・1・1」	開始時期や録音件数等の提供条件は、テレビ・ラジオ等でお
中の   用政	知らせします。
	災害救助機関等、重要な通信を扱う機関の業務継続及び災害
回線の応急復旧	等応急復旧に最低限必要となるサービスについては 24 時間以内
	を目標とする。

- 4 災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施します。 応急復旧工事については、次により工事を実施します。
- (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (2) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

## 神奈川県企業庁と東部地域広域水道企業団との 災害 時等の 相互応接に 関する 協定書

#### 朝

第1条 この協定書は、水道事業を経営する神奈川県企業庁と山梨県に所在する 東部地域広域水道企業団(以下「両水道事業体」という。)が、地震災害等により、通常の給水に支障を生ずる場合において、迅速かつ円滑な相互応援の実施 を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (連絡部署)

第2条 両水道事業体は、あらかじめ別表第1により連絡部課名を定め、地震等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。なお、別表第1は、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

## (応接物資等の調査)

第3条 両水道事業体は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、備蓄資材一覧表等を作成し、毎年4月末日までに相互に交換するものとする。

#### (応援内容)

第4条 両水道事業体が行う応接活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水に関すること
- (2) 応急復旧に関すること
- (3) 応急復旧用資機材の提供に関すること

#### (応援の要請)

- 第5条 応援を要請するときは、別表第1に定める連絡部課を通じて行うものと する。
- 2 前項の応援の要請は、次の事項を明らかにして、文書によるものとする。 ただし、緊急を要するときは、電話、メール又はファクシミリをもってする ことができる。この場合は、事後すみやかに文書を送付するものとする。
- (1) 被害の状況
- (2) 応援内容の種類、人員等
- 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間

(3)

) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

## (応援要請への対応)

第6条 前条第2項による応援要請を受けた水道事業体は、すみやかに応援要請 内容を確認し、可能な範囲で対応を行うものとする。

#### (応援体制)

- 第7条 応援を要請した水道事業体は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせんその他必要な便宜を供与するものとする。
- 2 応援職員は、腕章等の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

#### (経費の負担等)

第8条 第4条各号に規定する応援に要する経費は、公益社団法人日本水道協会 「地震等緊急時対応の手引き」の費用負担の基本的な考え方に準じ、受援者が 負担するものとする。

#### (情報交換等)

- 第9条 両水道事業体は、この協定書による応援活動を迅速かつ円滑に実施する ため、次の各号に定める事項について協力して実施するものとする。
- (1) 災害対策の取組みに関する情報交換
- (2) 合同訓練の実施

#### (難)

第10条 この協定書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

#### () 選)

第11条 この協定書は、締結日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、両水道事業体がそれぞれ記名押印のシえ各自その1通を保有するものとする。

### 令和4年10月27日

神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県公営企業管理者 企業 庁 長 高澤 幸夫 山梨県大月市七保町下和田 415 番地東部地域広域水道企業団企業団企業 長一村上 信行

#### 資料 4-11

#### 各放送機関

# 放送機関の応急対策(地震災害)

## 日本放送協会横浜放送局

放送のサービス

地震災害発生時においては、総合テレビ(チャンネル1)、衛星放送、ラジオ第一放送 (594KHz)、FM 放送 (横浜 81.9MHz・小田原 83.5 MHz) を中心に、その規模に応じて通常 番組を中断するなどして、随時「ニュース速報」、「臨時ニュース」、「災害特別番組」を 編成し、災害の規模・被災の実態などを放送する。

(2) 施設の応急復旧

放送会館設備、放送会館と東京放送センターとのテレビ・ラジオ・FM 回線、FM 放送所との回線および放送所・中継局設備が使用不能の場合、緊急機材等により速やかに復旧に 努める。

# (紙)アール・エフ・ラジオ日本

N

(1) 放送体制

ア 非常事態放送対策本部の設置

- (1) 本部は東京支社に置くが、支社での放送業務が不能の際は、横浜本社又は川崎 送信所に移す
- (4) 本部は直ちに放送実施・維持に必要な人員を確保する。
- 県との連絡
- (1) 災害初期の混乱を防止し、流言飛語の流布を阻止するため、絶えず県と連絡をとり、地震、津波等の警報及び住民の避難誘導など人命に関する緊急情報を他の 番組に優先して放送する。
- 前記(7)、(4)その他の措置を効果的に実施するため、事態発生とともに、 (4) 災害防止に協力するため、局の得た情報を可能な限り、県に通報する。

Œ

- を県に派遣することもある。
  - 放送の応急措置 (2)
- ア 東京支社スタジオ施設
- 東京支社は、賃貸ビルに入居している関係上、電源はビル電源室より供給されて 常時 50kVA の無停電装置による放送機器の運転を行っている。さらに無給油で いるが、独自に無停電装置を有しており、停電しても数時間の放送を継続できる。 横浜本社スタジオ施設
- 時間運転可能な 250kVA の非常用発電機により、現用系、予備系の2系統の高圧受電

電機は燃料補給なしでも放送を3日間継続できるよう、3,000 リットルの容量の地 高圧電源2系統が、断となった場合に、250kVA 非常用発電機を運転する。 電源断の際、放送機器への電源供給をバックアップしている。 下タンクに燃料を常備している。 川崎送信所の設備

各伝送系は、う回ルート、無線等により確保し、放送を維持するとともに、復旧

## 3 (紙) アンゴ 神祭三

放送体制  $\exists$ 

災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。

放送応急措置 (2)

- ア 鶴見送信所 (親局) からの直接送出
- マスター又はスタジオが使用不能になる状況を考慮して、直接送信所から生放送する体 制をとる。(アナログ放送時代とは異なる仕組みのため、2012 年度新規に簡易マスター システムを導入)
- 関東の独立局5局、ないし、全国の独立局 12 局とは災害時の相互援助に関する協定を締結しており、必要な援助を受けられるようにしてある。
  - ウ 商用電源の障害対策
- (1) 本社においては、商用電源は本線、予備の2回線が用意されている。さらに、非常用電源設備が設置されており、保安電力、マスター設備、スタジオ設備の電 源も確保されている。
  - (1) 鶴見送信所、平塚中継局、小田原中継局、南足柄中継局等には、非常用発電機を設置 し、送信電源の確保がなされている。

## 4 横浜エフエム放送㈱

(1) 放送体制

非常緊急事態対策本部を設置し、放送用員・災害放送体制の確保を図る。

- (2) 放送の緊急措置
- ア 本社演奏所の電源確保

商用電源停電の 場合は、当社独自の非常用発電機により、無給油で 20 時間放送を継続できる。 ループ給電を受けている入居ビルにより商用電源を受けている。

送信所の電源確保

大山送信所、円海山予備送信所、ならびに小田原中継局、磯子中継局とも独自の非常用 発電機を設備し、停電に備えている。

#### 資料 4-12-(1) (消防保安課)

# 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

消防救第 45号 消防救第 61号 消防救第 39号 消防救第 36号 消防救第 66号 消防救第 83号 消防救第127号 消防救第244号 消防救第 67号 消防救第 47号 消防救第 68号 消防救第202号 消防救第316号 消防応第 97号 平成 6年 4月 1日 昭和61年 5月30日 平成 4年 3月23日 平成 5年 3月26日 平成 5年 5月14日 平成 7年 6月12日 平成 8年 6月28日 平成 8年11月 7日 平成 9年 3月19日 平成10年 3月31日 平成11年 3月26日 平成12年 7月26日 平成12年12月25日 平成21年 3月23日 设用 设用 段用 设用 改正 设用

#### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

#### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### 要請側都道府県

(2)

要請側市町村の属する都道府県をいう。

## (3) 応援側市町村

へりを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部 事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、 又は実施しようとするものをいう。

### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

## 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防 機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等
- 4 広城航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

#### 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

#### (2) 火災出場

消火活動のための出場

#### (3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)

#### (4) 救急出場

教急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

#### (5) 救援出場

**枚接物資、資機材、人員等の輸送のための出場** 

# 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。) は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以 下「特別救助隊等」という。)の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防 応援の応援側市町村又は応援側都道所県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

# 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

#### ① 応援側市町村

- ② 要請者·要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県

- (以下「所属都道府県」という。) の知事に対し要請を行うものとする。
- 1) 所属都道所県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応接活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における質機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ① 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保有する都道

#### 府県名

- 8 気象の状況
- (a) へりの誘導方法(b) エキがいがはします。
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ① その他必要な事項
- 7 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知
- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。
- 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知
- (1) 都道府県がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「於の事項を応援側市町村が網上の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとす。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側都道府長を通じて当該要請側市町村の長の追かするものとする。
- 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

- 10 広域航空消防応援の中断
- (1) 応援側市町村の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防広接を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。 この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとす。
- 11 広域航空消防応援の始期及び終期
- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。 要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。
- 12 広域航空消防応援のため出場したへりの指揮等
- (1) 広域航空消防応援のため出場したへりの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該へりに搭乗している指揮者がへりの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。
- 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。
- | 要請側都道府県の措置等
- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものトネス
- 15 応援側市町村等の届出
- (1) へりを保有する市町村(都道府県の保有するへりを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

4-12-(2) (消防保安課) 資料

別添2

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代える なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。 ことができる。

- ① 保有へりの性能及び活動能力
- ② 特別教助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表 2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、教量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとす

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代える ことができる。

- ① 保有~リの性能及び活動能力
- 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

(3)

- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側 市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通 じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 広域航空消防応援に要する経費の負担区分 17

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) へりの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとす
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助する とができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の 重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控 除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応接側が協議し て定めるものとする
- 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係 る訓練を随時実施するものとする。
- この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

# 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

消防震第 19 号 消防応第 15 号 消防応第 94 号 消防応第 109 号 消防応第 152 号 消防広第 95 号 消防広第 75 号 消防広第 74 号 消防広第 80 号 消防広第 93 号 消防広第 35 号 消防広第 190 号 消防広第89号 平成16年3月26日 3月8日 令和 3年 3月22日 平成17年 3月30日 平成18年6月22日 7月2日 平成20年8月27日 平成 24年 11 月 28 月 平成26年3月26日 平成27年 3月31日 平成 28 年: 3 月 30 口 平成29年3月28日 令和 2年 7月17日 平成18年 2月14日 平成 20 年 平成 31 年 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正 改正

第1章

編成及び装備等の基準 第2章

五五五 第3章 指揮活動 第4章

防災関係機関との連携 第5章 指揮支援実施計画及び受援計画 第6章

かの街 第7章

#### 第1章

#### (田野)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助 隊に関する政令(平成 15 年政令第 379 号)及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る 基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。)に定めるも ののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必 要な事項を定めることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほ

- か、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。) における航空機を用いた消防活動の拠点 (以下「活動拠点~リペース」という。) の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第 44 条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道 一口。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- .9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都の特別 区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。)をいう。
- (11) 航空隊とは、法第 30 条第 3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質岩しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の落散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質者しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。)をいう。
- (16) 部隊移動とは、注第 44 条の規定に基づく消防庁長官(以下「長官」という。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村(東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一つ市町村とみなす。以下この号において同じ。)者しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の3の規定に基づく都道府県和車の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

# 第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 (平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。) 第38条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画 (以下「応援等実施計画」という。)

に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大路指揮隊は、原則として、代表消防機関(代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。)の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消水、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第○)申隊」、「(○○消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

- (4)小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、(○○)小隊」と摩珠する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、 かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

### (指揮支援部隊の編成)

- 第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。
- (1)総括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものシャネ。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「○○消防本部統括指揮支援隊」、「○○消防本部指揮支援隊」、「○○消防本部(○○都道府県)航空指揮支援隊」と呼麻せる。

## (統合機動部隊の編成)

- 第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等 実施計画に定めておくものとする。
  - (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2)統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、教助小隊3隊程度、教急小隊3隊程度、教急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 総合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、 事前に指定しておくものとする。
- (4) 結合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 統合機動部隊」と 呼称十名。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の編成)

- 第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水危搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- 3) コネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○街道府県) コネルギー・産業基盤災害即応部隊「と呼称する。

## (NBC災害即応部隊の編成)

- 第1条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応蔣隊は、消砂本部ごとに編成するものとし、「(○○消枌本部) NBC災害即応語隊」と呼称する。

# (土砂・風水害機動支援部隊の編成)

- 第8条 土砂・風水書機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。
- (1) 土砂・風水宇機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水宇機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模 風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用 車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応 じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(○○都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

# (特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおり とする。

## (1) 毒劇物等対応小隊

- ア 聴劇物等対応小隊は、一般の聴劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で籠成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。
- ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した炎に 掲げる資機材を備えること。
- (ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

# (イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検 知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

## (ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服叉は陽圧式化学防護服

# (2) 大規模危險物火災等対応小隊

- アー大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液糖送車、屈折放 水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ボンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を 備えること。
- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えるこ

# (3) 密閉空間火災等対応小隊

- ア 密閉空間水災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な水災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること
- ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

# (特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。 とする。

### (1) 水難救助小隊

- ア 水離炎助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものである ・ ァ
- イ 水離牧助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶 を備さること。
- ウ 水離牧助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水離救助活動に必要な資機材を備えること。

- (2) 遠距離大量送水小隊
- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要 な隊員で構成されるものであること。
  - イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場 所に毎分3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。
- (3) 消防活動二輪小隊
- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成される ものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易教助器具又は応急手当資機材の いずれかを備えること。
- (4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における教助活動に必要な重機その他の設備又は資 機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機 材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- アはしご車
- イ 照明車
- 空気ボンベ充填車 4
- 無人消火ロボット Н
- その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

#### 第3章 出動

#### (指揮本部の設置)

- 第 11 条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助 隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務をつかさどる ものとする。
- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と の活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対 策本部に職員を派遣するものとする。

## (航空指揮本部の設置)

- 地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものと 第 12 条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災
- 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事 務をつかさどるものとする。
  - (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

## (後方支援本部の設置)

- 第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表 消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊の みが出動した場合等においては、この限りでない。
- 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。 (2)後方支援体制の確立に関すること。

  - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
  - (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関するこ
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

## (都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した 場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必 要な措置を講じるものとする。

## (指揮支援部隊の出動)

第 15 条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸 送により出動するものとする。

## (統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、 次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4)被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。
- 2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

# (エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンピナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

# (NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

# (土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道所県の大隊の出動を伴わず、単 独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大 隊と連携して活動するものとする。

#### (航空部隊の出動)

- 第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点へリペースに出動するものとする。
- 2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

# (集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおり

#### とする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先付町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動

部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集 結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。 なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)と調整するものとする。ただし、アクションブランが適用された場合は、当該アクションブランに定めるところによるものとする(以下、第2号及び第3号について同じ。)。

#### 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

#### 3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部(調整本部が設置されない場合は被災地)と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県(又は応援都道府県の後方支援本部)に対して連絡するものとする。

#### )田敷ケート

都道所県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即 応部隊長及び士砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道所県又は進出拠点に応じて出動ル 一トを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。 なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

# (進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

- 第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害 即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やか に当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。
- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応 部隊長及び上砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無に かかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道所県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道所県大隊又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道所県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとす。

# (被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに

当該都道所県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害狀況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項
- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して 報告するものとする。

#### 第4章 指揮活動

#### (指揮体制)

- 第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を結括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における権上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の ドで、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下叉は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うもの、、
- 7 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長者しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長(指揮支援部隊長を除く。)の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

# (緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部(以下「指揮支援本部」

という。)を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。
- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2)第2順位都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- 7、1814人及子記されているようとしてあっている。 1814人 数字状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2)被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整に関すること。
- (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること
  - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (1) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に 設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の総合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策 本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係 機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「○○市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

# (緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

- 第36条 指揮支援部隊長は、活動拠点へリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部(以下「航空指揮支援本部」という。)を設置するものとする。
- - 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3)調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

- (5) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、 航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空 運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「○○都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援 本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点へリベース等に派遣するよう要請するものとする。

## (消防庁職員の現地派遣)

- 第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員(以下「現地派遣職員」という。)を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員各派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関するこ、
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5)報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

# (都道府県大隊本部の設置)

- 第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。
- 2 都道府県人隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。) に関す

- (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

## (現地合同調整所の設置)

- 第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものと する。
- 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、 エネルギー・産業基盤災害則応部隊長、NBC災害則応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議 に参画させるものとする。
- 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

#### (情報共有等)

- 第30条 消防庁は、調整本部、指維支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、 都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により 情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大 隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共 有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極 的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活 動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

#### (活動報告等)

- 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並び に緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜 報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊

の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告する ものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応 部隊長及び上砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項 を記載した活動日報(別記様式2)を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。 ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大 隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の 報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報(別記様式2)を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報 (別記様式2)を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報(別記様式2)を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

#### (通信連絡体制等)

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1)消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本設本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災和互通信用無線(以下「防災相互波」という。)その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を 出口ナマ
- (3)指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、 統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使 用波を指定する。
- (4)指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、続制 波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波 を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5)指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- 6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、 別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主通用波を使用する。

水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を
- (10)都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
  - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2)無線総制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
- ア 応援要請を行う場合
- イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
- ウ 新たな災害が発生した場合
- お 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

# 第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等 との連絡調整を行うものとする。

## (実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、14億隊、警察、海上 保安庁、TECーFORCE(国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。)等と連携するものとする。 なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に 努めるものとする。

#### (医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において教命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターへリ (教急医療用へリコプターを用いた教急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103

号)に規定する救急医療用へリコプターをいう。)等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

- 第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

# 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

- 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援 隊の活動を円滑に行っための指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。
- 3 総括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該総括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものと
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空 指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援

隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。 A

(消防本部の受援計画)

- 第39条 消防本部の長は、当談消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。
- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 教助活動拠点施設(南海トラブ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第32号)に規定する教助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

#### 第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

- 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消 防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。
- 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その色)

第42条 この要編に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

三宝

#### ○○都道府県 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

00 日 時 分現在

#### 消防庁

災害対策本部	(広域応援班	陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			go.jp

現地派遣職員					
派遣場所	職·氏名	TEL			

#### 〇〇都道府県

NTT回線	TEL	FAX	
消防防災無線	TEL	FAX	
地域衛星回線	TEL	FAX	
メールアドレス			
本部長	氏名	TEL	
航空運用調整班	所属	職·氏名	
和至延用調整以	TEL	FAX	

#### NTT回線 TEL 消防防災無線 TEL 地域衛星回線 TEL メールアドレス

#### FAX FAX

771709			
TEL		FAX	
**			
	50 mm 18 mm		
	設直場所:		
TEL		FAX	
TEL		FAX	
TEL		FAX	
氏名		TEL	
	村 TEL TEL TEL	村 設置場所: TEL TEL TEL	放置場所

指揮本部		設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
4 4 50 100 100 100				

TEL

тирах			,	
		80 mm 18 75		
<b>首揮支援本部</b>		設置場所		
NTT回線	TEL		FAX	
肖防防災無線	TEL		FAX	
地域衡星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
6揮支援本部長	所属		TEL	
指揮支援隊長)	氏名			

#### 緊急消防援助隊 陸上

	〇〇都道府県	大隊		
	大隊長	所属	TEL	
	人除女	氏名		
	統合機動	所属	TEL	
١	部隊長	氏名		
		所属		
後方支援	後方支援本部	TEL	FAX	

〇〇都道府界	大隊		
大隊長	所属	TEL	
人隊女	氏名		
統合機動	所属	TEL	
部隊長	氏名		
	所属		
後方支援本部	TEL	FAX	
	<i>メ━/</i> レフトレス		

W. <del>_</del>				
ヘリペース(F	IB)	設置場所:		
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
口口相拌怕	職·氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支	所属		TEL	
提隊長	<b>乒</b> 夕			

いの無当	4	+100

	)〇都道府県	ス事		
Г	大隊長	所属	TEL	
L	人隊长	氏名		
Г	統合機動	所属	TEL	
П	部隊長	氏名		
Г		所属		
移	大支援本部	TEL	FAX	

大隊長	所属		TEL			
人隊长	氏名					
統合機動	所属		TEL			
部隊長	氏名					
	所属					
<b>後方支援本部</b>	TEL		FAX			
	ルルフドレス					

#### フォワードベース(FB) FB指揮者 所属 版・氏名 所属 設置場所 TEL

)制当,0	
と運用波の書	
別表	

(第 32 条関係)

割当都道府県	<b>饭木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県</b>	F葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県	奇玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県	畐島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県	<b>茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県</b>	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県	<b>鲜馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県</b>
	栃木県、	千葉県、	埼玉県、	福島県、	茨城県,	1、新潟県	群馬県、
	青森県、	宫城県、	山形県、	北海道、	秋田県、	神奈川県	岩手県、

主運用波4 主運用波3

主運用波 5

主運用波 6

主運用波7

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成31年3月8日消防広第35号) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和2年7月17日消防広第190号)
  - この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 附 則 (令和3年3月22口消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

主運用波1 主運用波2

周波数名

別記様式2(航空小隊) (第31条関係) 緊急消防援助隊活動報告(日報)

出動搭乘 人員数

応援 都道府県

氏名

出動場所 (空域)

(航空小隊長)

残時間

整備士

パイロット 名

教助

搬送人員数

隊員 隊員以7

活動人員

出動種別件數

教助

時間

隊員 名

緊急消防援助隊活動報告(日報)

別記様式2(航空小隊を除く)

消防庁長官 殿

(第31条関係)

消防庁長官 殿

災害名

報告者等

合計

備考

報告日時	災害名	活動場所			活動内容				鳌	上記負傷、損傷 の内容			日春日	隆の	## P			数:		機等			宿営場所	_			動予定	
些	名	易所			魯	•	•		隊員の負傷	、損傷 容	隊種別	指揮支援隊	指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊		件 数	救助 搬送人数	総計(指揮支援	<i>ት</i> (ሊታ)	易所	活動時間	活動場所	活動規模	活動内容	
		都道府県	種別									滋		3246	386	***	整	*					名称			隊数		
8									作		<b>黎</b>	滋	鳌	滋	巡	遂	鳌	水災	华	$\prec$	#	$\forall$		世				
#			宇宙						巣		巡							教助										
ш			活動場所								隊員数	~	Y	Υ	~	~	Υ							\$		敞		
			場所						旧曲			特	特	20	新	航空			华	~	#	~	所在地	₹		隊員数		
^		市区町村	黑						車両 資機材の損傷		隊種別	特殊災害小隊	特殊装備小隊	その他の小隊	航空指揮支援隊	航空後方支援小隊	유	教命								130		
盐			動概要(連						ints							1/4			苹		件	丫		抽		$\prec$		
分 現在			活動概要(連携活動機関を含む)								<b>殊</b>	捡	捡	滋	捡	滋	捡											
			を含む)						一 無		隊員数	Υ	Υ	Υ	~	Υ	Υ	誓	~		-	<		\$				